

逗子市総合計画基本構想改定及び
中期実施計画策定方針（案）

令和●年●月

逗子市

1 本方針のねらい

総合計画は、長期的な展望に立って本市のめざすべき将来像を描き、その実現に向けて、総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものです。現在、本市では理想とする都市像である「青い海と みどり豊かな 平和都市」のもと、2038 年度（令和 20 年度）を目標年次とする基本構想として、「将来像」である「自然に生かされ、自然を生かすまち コミュニティに支えられ、コミュニティを支えるまち」を掲げ、その実現に向けたまちづくりを進めています。

基本構想は、計画期間が 24 年間と長期にわたる計画であるため、必要に応じて 8 年ごとに見直すこととしていて、2022 年度（令和 4 年度）が 8 年目に当たります。また、基本構想を具現化するための事業計画である前期実施計画が 2022 年度（令和 4 年度）で終了します。この機に基本構想の改定と 2023 年度（令和 5 年度）からの中期実施計画の策定を併せて行うこととし、そのための方針を示すものです。

2 基本構想改定及び中期実施計画策定に当たっての背景認識

現総合計画の策定に当たっては、総合計画の二層化（基本構想と実施計画の二層構造）、都市計画マスターplanを包含するまちづくり基本計画との一体化、総合計画を最上位とした基幹計画、個別計画の三層の行政計画の体系化及び一體的な進行管理、市民との協働による計画の策定・進行管理など、挑戦的な内容を盛り込み、推進してきました。しかしながら、体系化による行政計画全体を連動させた統一的運用を図ったために、個々の計画の策定・改定、進行管理などの柔軟性の低下や、複雑さから市民から見て分かりにくいなど運用上の課題が生じています。

さらには、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大やデジタル化の進展など大きな社会経済的な変化の中にあって、理想とする都市像や将来像という大きな方向性に向かって行政運営を行う上では、柔軟なかじ取りができる計画づくりが求められています。

そこで、基本構想の改定及び中期実施計画の策定に当たっては、現計画の課題の解決を図りながら、次のような背景認識のもと検討を進めていきます。

（1）少子高齢化・人口減少の進展

本市においては、2009 年（平成 21 年）をピークに人口減少が進んでいます。高齢化率はこの数年増加傾向が鈍っているものの、依然として全国平均、県平均

よりも高い状況となっています。前期実施計画においては、様々な分野においてこれまで以上に魅力あるまちづくりを展開することにより、子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入増加を図り、できる限り人口の維持に努めてきました。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大の影響などでテレワークが普及し、住む場所の自由度が増したことなどにより市内への転入傾向が強まった結果、前期実施計画策定時の想定よりも人口減少は抑制されている状況となっています。しかしながら、日本全体で少子高齢化・人口減少が深刻さを増す中、今後、本市においてもその傾向は進むものとみられ、あらゆる分野に影響を及ぼすものと考えられます。

（2）厳しさが続く財政状況

少子高齢化等の進行に伴う市の歳入の根幹である市税収入の減少、高齢化の進展や子育てや障がい者福祉などに係る社会保障費の増大、自然災害への対応の増加等により、市の財政は厳しい状況が続いています。今後も市税収入の減少や社会保障費の増大、公共施設の老朽化対策等により、極めて厳しい状況が続くことが想定されることから、新たな事業に取り組むことはもとより、現行のサービス水準を維持することも困難な状況になることが考えられます。「歳入に見合った歳出」という考え方のもと、歳出規模を縮小するなど健全な財政運営を継続していく必要があります。

（3）インフラ等の老朽化、更新時期の到来

1960 年代から急速に進んだ市内の住宅開発に伴って整備されたインフラや建築物は、建設から 50 年以上経って公設、民設を問わず老朽化し、更新の時期を迎えてます。特に、比較的下水道の普及が早かった本市においては、老朽管対策や処理場施設の更新等が大きな課題となっています。また、JR逗子駅前をはじめとした市街地中心部のビル等の建て替えは、逗子のまち全体のあり方にも大きな影響を与えます。

自然環境の豊かな住宅都市という本市の基本的な性格、枠組みは変わりようのないものですが、めざすべきまちづくりの実現に向けた方針を共有した上で、建築物の更新を機に交通環境の改善や諸課題の解決を図りながら、公民が連携して市民が暮らしやすい持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

（4）環境問題や大規模災害リスクへの対策

2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで採択された 2030 年までの国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）」は、

持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。制定された 17 のゴールの一つとして世界的な気候変動に対する対策が求められ、その原因として地球温暖化が挙げられており、国は地球温暖化防止に向けて 2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにし、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しています。

本市においても国の取り組みと歩調を合わせ、温室効果ガスの削減を進めるとともに、豪雨等により激甚化する自然災害への対策が求められています。また、南海トラフ地震や首都圏直下地震等いわゆる巨大地震が今後 30 年間に高い確率で発生し甚大な被害が想定されている中、災害の事前の備えとして、被害を最小にして迅速に回復する強さとしなやかさを備えた国土強靭化への取り組みも求められています。

3 基本構想改定及び中期実施計画策定に当たっての変更点と個別方針等

3-1 主な変更点

2 で挙げた背景認識のもと、市民により分かりやすく、合理的、効果的な計画とするため、基本構想改定及び中期実施計画策定に当たっては、次のような変更を行うこととします。

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化

市のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、2014 年（平成 26 年）に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、国・県の総合戦略を勘案して、人口減少克服と地方創生に取り組むための方向性とその具体的な施策を示した計画です。

一般的に総合計画は当該自治体の総合的な振興・発展等を目的としていること、総合戦略に求められている数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することが義務付けられていないことなどから、総合戦略は総合計画とは別のものとして策定されます。ただし、人口減少克服と地方創生という目的をもち、総合戦略で求められる要件を備えている場合には、両者を一つのものとして策定することが可能とされています。

人口減少克服と地方創生は、市の総合的かつ計画的な行政運営を進める上で重要な課題であることから、これまでも総合計画をベースに総合戦略を策定してきました。こうした計画の二重性の解消や、市民の理解度の向上、進行管理等事務手続きの合理化を図るため、中期実施計画の策定に当たっては総合戦略と一体化させることとします。

（2）都市計画マスタープランの分離

現総合計画はまちづくり基本計画と一体化し、まちづくり基本計画は都市計画法18条の2に基づく都市計画マスタープランを包含するものと位置付けられています。総合計画の中では都市計画マスタープランの記載箇所を明示していないため、市がめざす都市計画の方向性等が分かりにくくなっています。この状態を解消するため、都市計画マスタープランについて整理し、改めて策定することにより、市のめざす方向性を別に明示することが必要です。それによって、市民に対する説明力を向上させ、市の都市計画への理解・協力を得られるよう進めることができます。

（3）基幹計画・個別計画との相互連携の見直し

現基本構想において、基本構想の体系「めざすべきまちの姿（5本の柱）」と「取り組みの方向」に対して、原則それぞれに対応する基幹計画、個別計画を策定することとし、市の行政計画は総合計画を最上位に、基幹計画、個別計画の三層に体系化しました。また、三層の計画に共通してリーディング事業を盛り込むことで、三層の計画を連動させて一体的に計画の推進を図ることとしました。この考え方方に沿って既存の計画を計画体系に位置付けたり、新たな計画を策定したりすることで、位置付ける必要性の低い内容まで計画に位置付けなければならなくなったり、計画期間を総合計画に合わせたり、計画数が増えたりという状況になりました。また、進行管理を三層の計画で統一させることで、基幹計画・個別計画を推進するまでの柔軟性の低下や事務作業の増加等の課題が生じました。

市の行政計画は基本構想に沿って策定されるべきですが、その考え方方に合わせるためにひずみが生じることは、計画的に行政を進めていく上で合理的とはいえません。各計画の運用の柔軟性を上げる一方、合理化を図るため、市の基本構想の体系に対応させる形で原則計画を策定するという考え方を改め、各行政計画の必要性は、それぞれの分野ごとに個別に判断することとします。また、進行管理の方法についても各基幹計画・個別計画と連動させる形ではなく、それぞれの計画に合った適切な方法で行うものとします。

（4）総合計画策定条例の見直し

2011年（平成23年）5月の地方自治法の改正により「議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行う」という規定がなくなりました。このことを受け、2014年（平成26年）に市として総合計画の策定を行うこと、策定等を行うときは議会の議

決を経ることを総合計画策定条例により規定しました。これにより、2015年（平成27年）1月の現総合計画（基本構想、前期実施計画）の策定、2019年6月と2020年3月の前期実施計画の改定においては、市議会に計画案を提案し、議決を経て決定してきました。

一方で、総合戦略については議会と両輪となって推進するため、策定段階や効果検証段階で十分な審議が行われることが求められています。本市においては市議会全員協議会において案の段階で意見交換を行い、柔軟に意見を反映させてきました。中期実施計画を策定する際に総合戦略を一体化するに当たり、こうした取り組みを行うとともに、国の制度改正や状況変化に伴う簡易な計画修正を適時行うことができるよう、総合計画策定条例を見直し、議決の対象から実施計画を外す手続きを行うこととします。

3－2 基礎条件及び個別方針

基本構想の改定及び中期実施策定に当たっての基礎条件と個別方針を次のとおりとします。

（1）基礎条件

① 人口

現計画策定時の想定よりも人口減少は抑制されている状況となっていますが、前期実施計画における目標人口（57,800人）からの乖離は広がってきています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年には約1万人の人口減少と高齢化率の大幅な増加が見込まれています。人口減少の克服には、人口の自然増を図る（出生数を死亡数よりも増加させる）方法と社会増を図る（転入者数を転出者数よりも増加させる）方法の両方が必要となります。自然増については、一自治体の施策で誘導できることは限ったること、また高齢化が進んでいく本市の場合、死亡数が出生数の2倍程度となっていることから、その実現は容易ではありません。そこで、計画の前提となる人口としては令和2年国勢調査結果に基づいた市の推計人口を用いることとし、実施計画と総合戦略を一体として推進した結果として期待する人口を将来展望人口と位置付けます。

② 土地利用

現総合計画の基本構想及び前期実施計画の土地利用の方針のとおりとします。

（2）基本構想の見直し

基本構想の「将来像」及び「めざすべきまちの姿（5本の柱）」と「取り組みの方向」の考え方については、基本的に継続させるものとし、必要に応じて文言

の整理を行います。

(3) 中期実施計画の策定

① 計画期間

実施計画は、基本構想で示した「将来像」や「めざすべきまちの姿」、「取り組みの方向」を具現化するため、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする事業計画を示すものです。計画期間は、24年間の基本構想を8年ごとに3分割するものとしましたが、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）を計画期間とする総合戦略と一体化するに当たり、中期実施計画については7年間とし、2023年度（令和5年度）から2029年度（令和11年度）までを計画期間とします。

前期実施計画同様、計画期間中は毎年度の見直し（ローリング）は行わないものとします。また、2024年度（令和6年度）には一体化した第2期総合戦略の計画期間が終了することから、第3期総合戦略の策定のために中期実施計画を見直すこととします。

＜中期実施計画の計画期間＞

年度 計画等	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	
基本構想	基本構想～2038年（24年）								
【元】実施計画	前期実施計画→中期実施計画（8年）								
【元】総合戦略	第2期総合戦略→第3期総合戦略								
実施計画と総合戦略の一体化	前期実施計画→中期実施計画（7年）→第2期総合戦略→第3期総合戦略（5年）								

②構成等

前期実施計画は、「計画期間の目標」、「現況・課題、取り組み」、「リーディング事業」で構成されていましたが、総合戦略と一体化するに当たり、「数値目標」や「具体的施策と重要業績評価指標（KPI）」など総合戦略で求められる要件をもとに構成を整理することとします。

なお、リーディング事業は、総合戦略との一体化を行うため、設定しないこととします。

3－3 中期実施計画策定に当たって重視する視点

総合戦略と一体化させることから、中期実施計画の策定に当たり、以下の視点を重視します。

（1）目標が明確で、分かりやすい計画づくり

総合計画が何をめざし、何をどれだけ達成するかという目標を数値目標とKPIで設定することにより、成果が分かりやすく、評価が適切にできる計画づくりを行います。

（2）社会経済状況等の変化に対応できるシンプルで柔軟な計画

新たな社会経済状況等の変化に対しては適時、適切な見直しを図ることが大切です。見直しによる事務負担を軽減するためにも、シンプルで柔軟に運用できる計画をめざします。

（3）多様な主体との連携

これまで多くの市民の参加・参画により計画を推進してきましたが、地方創生を実現する上では市内に住んでいる住民だけではなく、地域で活動する団体、地域の事業者、また、繰り返し逗子に訪れる地域の課題解決に関わる「関係人口」、「関係法人」も、逗子のまちづくりの主体となり得ます。人口減少が進む中、これら地域社会を支える多様な主体との連携を念頭においた計画とします。

（4）国等の補助金等の活用

市の財政状況が厳しい中で、人口減少を克服し、地方創生を実現するためには、地方創生推進交付金をはじめとした国等の補助金等を活用することが有効です。社会経済状況の変化に対応して、国等の補助金を柔軟に活用できるよう幅広く運用できるつくりとします。

4 基本構想改定及び中期実施計画策定の検討体制

基本構想の改定、中期実施計画の策定に当たっては、より多くの市民等の意見を生かすことができるよう、参加・参画できる機会を確保するものとします。

また、基本構想の「めざすべきまちの姿（5本の柱）」、「取り組みの方針」に関連する各計画に係る懇話会等を通じて、基本構想の見直しについて意見聴取を行うなど、全庁的な取組みにより素案の調製等を行い、総合計画審議会への諮

問・答申を経て、案の策定を行います。

基本構想の改定、中期実施計画策定の検討体制は次のとおりです。

（1）市民参加・参画の機会

市民参加条例に基づき、様々な方法を組み合わせて、多くの人の意見が聴取できるよう、参加の機会を設けます。

① 市民意識調査

無作為抽出した市民に対して、生活意識やまちづくりの進め方への考え方等について意識調査を行います。

② 分野別意見交換会

基本構想の「めざすべきまちの姿（5本の柱）」ごとに、市民の意見交換会を開催します。

③ パブリックコメント

基本構想改定案・中期実施計画案を広く公表し、意見・提案を求めます。

（2）総合計画審議会

市長からの諮問を受けて、基本構想改定案・中期実施計画案について調査及び審議を行い、市長に答申します。委員は、公募市民や市の審議会、懇話会等の委員、参加者等や知識経験を有する者などから構成され、市民参加の機会の一つともなっています。

総合計画審議会条例第4条において委員の任期は2年間と規定され、現委員の任期が令和4年3月末までとなっていますが、計画策定に係る審議の継続性を図るため、同条例第4条第2項に基づいて現委員を再任することとします。

（3）市議会

基本構想の改定については、総合計画策定条例の規定により、議会に提案し、議決を経て変更するものとします。

中期実施計画の策定については、3－1－（4）のとおり総合計画策定条例の改正手続きを行いますが、実施計画と一体化する総合戦略が「議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要」とされていることを踏まえ、市議会全員協議会等の機会を通じて十分に意見交換を行い、連携を密にしながら策定することとします。

（4）庁内検討体制

①関係課

基本構想の「めざすべきまちの姿（5本の柱）」、「取り組みの方針」に関する各計画の所管課に対して、現総合計画を推進する上での課題や改善点等をヒアリングした結果を参考とします。基本構想の改定に当たっては、関係課が所管する計画の懇話会等からの意見聴取を踏まえて見直し案を作成し、また、中期実施計画の素案調製に向けた企画・立案を行います。

②職員提案等

庁内の意見募集等により、広く職員の提案や意見を募集します。

③政策会議

総合計画審議会の答申を受け市長、副市長をはじめ全ての部等の長を構成員とする政策会議をパブリックコメント実施前に開催し、案を決定します。市議会やパブリックコメントでの意見を踏まえ、計画を決定する際にも政策会議を開催します。

5 スケジュール

現時点における、基本構想改定及び中期実施計画策定のスケジュールは、P. 12 のとおりです。

令和3年度は改定及び策定方針を策定した上で、関係課による計画の企画・立案を始めます。

令和4年度は、基本構想の改定に当たって、関係課が所管する計画の懇話会等からの意見聴取を踏まえて見直し案を作成します。それらをもとに基本構想改定案・中期実施計画素案として取りまとめ、その案を総合計画審議会に諮問します。総合計画審議会の審議を経て答申を受けた後、中期実施計画案については市議会全員協議会において意見交換を行います。市議会の意見を踏まえて案の修正を行った後に、基本構想改定案・中期実施計画案のパブリックコメントを行い、広く市民から意見を求め、その結果を反映させた後、基本構想改定案については市議会に提案します。

こうした、基本構想改定及び中期実施計画策定の検討と並行して、総合計画策定条例の改正の手続きを令和4年度に行います。

概ね時期としては、次のとおりを想定していますが、今後の検討状況に応じて変更する可能性があります。

<令和3年度>

令和3年11月～令和4年2月 総合計画審議会による方針案の審議（諮問→答申）
令和4年3月～ 関係課による企画・立案

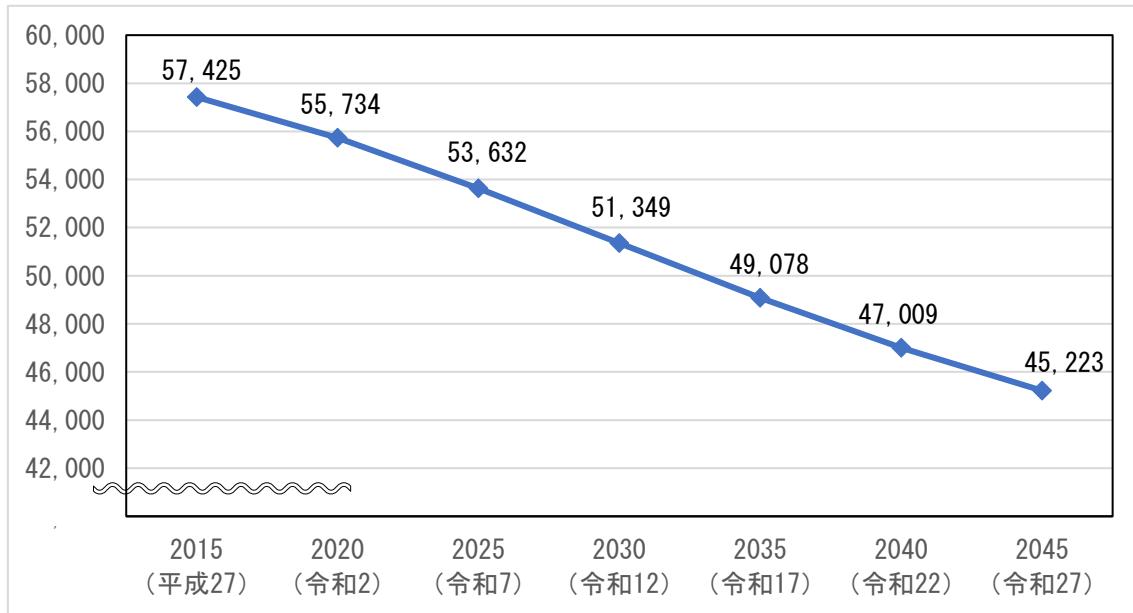
<令和4年度>

～令和4年4月 関係課による企画・立案
令和4年5月～7月 関係課による基本構想の見直し案に係る所管計画の
懇話会等に対する意見聴取
令和4年5月～12月 総合計画審議会による基本構想改定案・中期実施計
画素案の審議（諮問→答申）
令和5年1月 市議会全員協議会において中期実施計画案について
報告、意見交換
パブリックコメント（基本構想改定案・中期実施計画
案）
令和5年3月 市議会に基本構想案について提案（→議決）
基本構想の改定、中期実施計画の決定

年度	市	総合計画審議会	市民参加等
令和3 (2021)	<p>改定・策定方針案の諮問</p> <p>◆基礎調査（人口推計・まちづくりに関する市民意識調査）</p> <p>改定・策定方針案の決定</p>	<p>改定・策定方針案の検討・審議</p> <p>改定・策定方針案の答申</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆まちづくりに関する市民意識調査（18歳以上無作為抽出2,000人） ◆分野別意見交換会
令和4 (2022)	<p>基本構想改定案・中期実施計画素案の作成</p> <p>改定案・素案の諮問</p> <p>◆中期実施計画案の市議会全員協議会報告</p> <p>基本構想改定案・中期実施計画案の決定</p> <p>◆基本構想改定案の市議会提案</p> <p>議決</p> <p>基本構想の改定・中期実施計画の決定</p>	<p>基本構想改定案・中期実施計画素案の検討・審議</p> <p>改定案・素案の答申</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆パブリックコメント

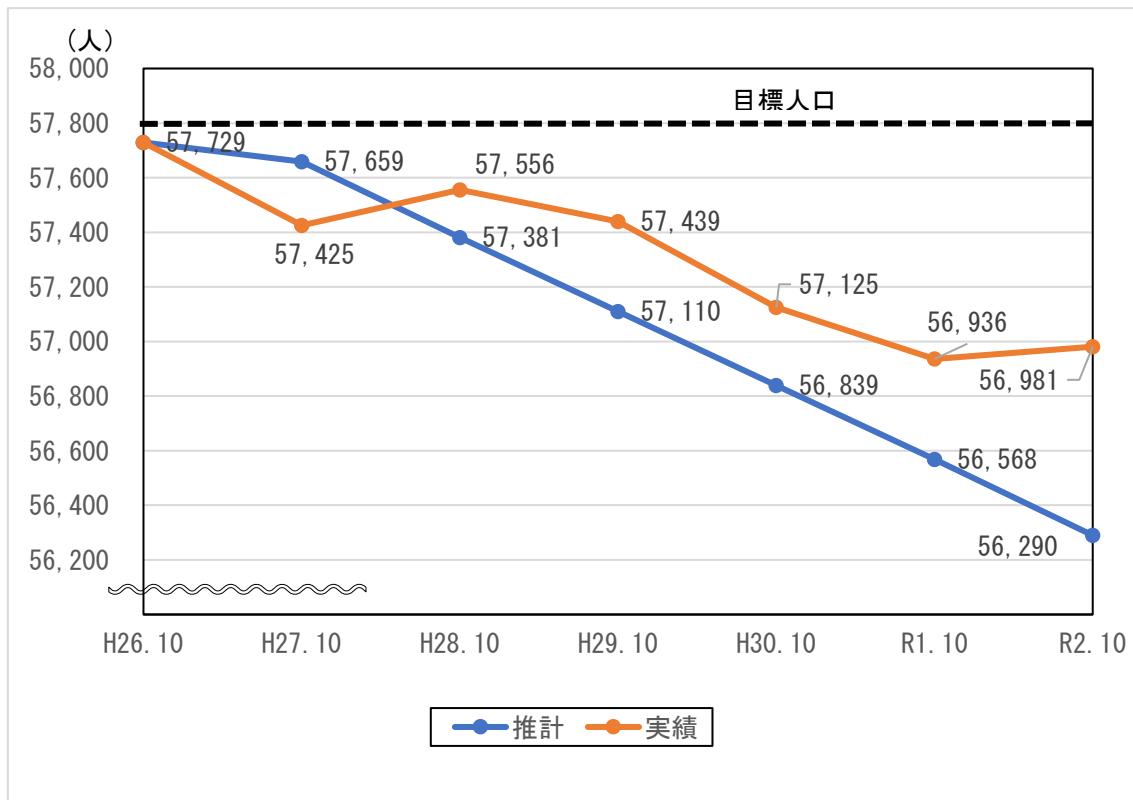
<参考>

■推計人口



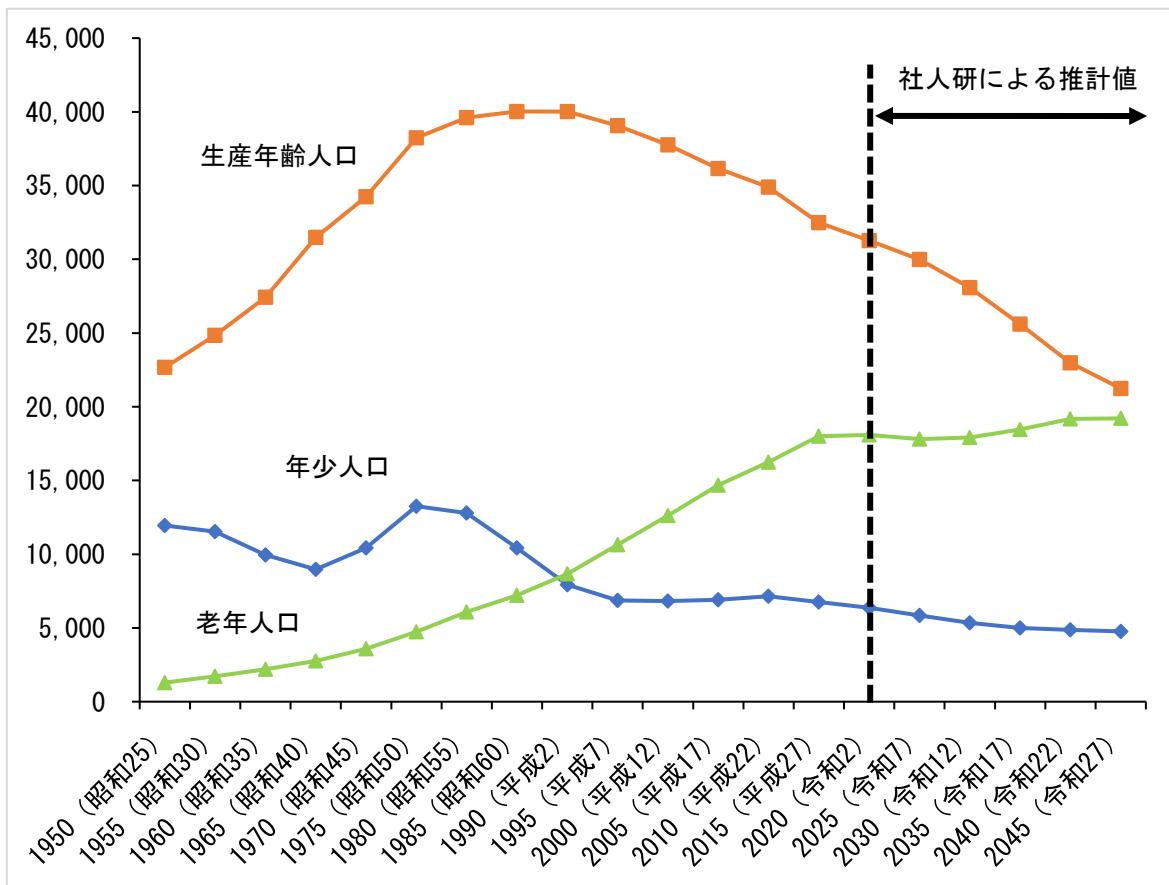
(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」

■前期実施計画の目標人口（57,800 人）からの乖離状況



(資料) 逗子市総務課「統計すし」、逗子市企画課「人口推計結果報告書」（平成 24 年 3 月）

■年齢3区分別人口の推移



(資料) 総務省「国勢調査」、2020年（令和2年）以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値